

令和6年4月

お客様各位

富山県信用組合

### 各種ご融資完済時における契約書類のご返却について

平素は「けんしん」富山県信用組合をご利用いただき、誠にありがとうございます。

当組合では、ご利用いただいておりますご融資を完済された場合には、当該融資の契約書類をお客様へご返却させていただいておりますが、令和6年4月以降に完済となる契約につきましては、お客様の情報保全の観点から下記の取扱い方法に変更させていただきますので、宜しくお願い申し上げます。

#### 記

1. 融資完済日から10年後の応当日の属する年度末まで保管したうえで、当組合で責任を持って廃棄させていただきます。
2. 完済された「金銭消費貸借契約証書」等、債権書類のご返却を希望される場合は、1ヶ月以内にお取引店へお申し出いただきますようお願いいたします。
3. 代理貸付に係る債権書類及び担保関係等に係る契約書類はご返却いたします。

なお、今回の取扱い方法の変更に関しまして、ご質問やご不明な点がございましたら、お取引店までお問い合わせいただきますよう、お願い申し上げます。

以上